大阪湾流域別下水道整備総合計画

計　　画　　書

（案）

令和○年○月

大　　阪　　府

（第1表）下水道の整備に関する基本方針

（イ）整備の目標

水質汚濁による人の健康被害や生活環境に係わる被害を防ぎ、公衆衛生の向上を図るために、令和30年度を目標年度として下水道を整備し、水質環境基準を達成・維持することを目的とする。

大阪湾や大阪湾に流入する河川においては、下水道等の生活排水処理施設の整備が進展したことにより、一部地点を除き水質環境基準は達成・維持されている。

これら現況を適切に評価し、将来（令和30年度）時点の水環境を検討した結果、高度処理（窒素・リン同時除去法）から標準活性汚泥法等の処理方法に転換した場合においても、生活排水処理施設整備の更なる推進と人口減少の影響等により、水質環境基準の達成・維持が可能と推定された。

以上により、処理場の整備目標については、合理的な処理方法として、標準活性汚泥法等とする。

引き続き、公共用水域の水質保全のため、現有施設を適切に維持管理、改築更新を行いつつ、未普及解消に向けた下水道整備を推進していくものとする。

（ロ）整備計画年度

平成30年度より令和30年度まで

（ハ）都市別整備方針（1/3）



※1　兵庫県にて設定

（ハ）都市別整備方針（2/3）



（ハ）都市別整備方針（3/3）



複数の都市を含む予定処理区（1/3）



複数の都市を含む予定処理区（2/3）



複数の都市を含む予定処理区（3/3）



（ニ）水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（河川）（1/2）



（ニ）水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（河川）（2/2）



（ニ）水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（海域）





図 1　水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度（海域）

表 1　海域の水域類型指定区間



表 2　目標類型別環境基準値



（第2表）処理施設（1/6）



（第2表）処理施設（2/6）



（第2表）処理施設（3/6）



（第2表）処理施設（4/6）



（第2表）処理施設（5/6）



（第2表）処理施設（6/6）



（第3表）中期整備に関する方針

（イ）中期整備計画年度

平成30年度より令和15年度まで

（ロ）処理場施設別中期整備方針（1/3）



（ロ）処理場施設別中期整備方針（2/3）



（ロ）処理場施設別中期整備方針（3/3）

